

	医療保険が適用できる場合	注意点
整骨院・接骨院での施術	・打撲、ねんざ、挫傷(肉離れ)など ・骨折、脱臼(応急手当の場合を除き、医師の同意書が必要)	・肩こり、筋肉疲労は医療保険の適用外です(全額自己負担)。 ・病院などの保険医療機関で同じ負傷を治療している場合は、医療保険の適用外です(全額自己負担)。 ・施術を受けたときは、「療養費支給申請書」の施術箇所や回数を確認の上、署名または押印するとともに、必ず領収書を受け取ってください。
はりきゅうによる施術	神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎ねんざ後遺症など	・医療保険の適用には、医師による同意書または診断書が必要です。 ・疲労回復や慰安を目的とした施術は医療保険の適用外です(全額自己負担)。 ・病院などの保険医療機関で同じ疾患を治療している場合は、医療保険の適用外です(全額自己負担)。 ・施術を受けたときは、「療養費支給申請書」の施術箇所や回数を確認の上、署名または押印するとともに、必ず領収書を受け取ってください。
あんま・マッサージによる施術	筋まひ、関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例	

適切な受診で医療費の適正化を
整骨院・接骨院での施術や、はり・きゅう・あんま・マッサージによる施術を受ける場合、医療保険を適用できるケースは限られています(左表)。
適切な受診による医療費の適正化に、ご理解とご協力をお願いします。
問 保険課
TEL 06・6992・1545

納付はお済みですか

現在、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を納期限までに納付している人との公平性・公正性を保つため、法令に基づき差押処分をより一層強化しています。
早めに相談してください。
問 保険収納課
TEL 06・6992・1537、1538

被災者支援に関する各種制度の概要

災害からの1日も早い生活再建を支援するため、一定の基準を満たす場合に限り、各種の支援制度を国が用意しています。
詳しくは市ホームページをご覧ください。
問 危機管理室
TEL 06・6992・1497



ご存じですか 固定資産税都市計画税・家屋の減失

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在、固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人に課税されます。
年の途中で家屋を取り壊した場合、速やかに法務局で減失登記申請をしてください。後日、申請内容が市へ通知されます。
登記していない(未登記家屋)場合は、取り壊し後に連絡してください。
1月1日以前に取り壊した場合は翌年度から、1月2日以降に取り壊した場合には翌々年度から、固定資産税に反映されます。
問 課税課資産税担当
TEL 06・6992・1474

地方税の電子申告「eLTAX(エルタックス)」が利用可能

従来の市税に関する申告・届け出などが、インターネットを利用してパソコンから手続きできます(下表)。
詳しくは地方税共同機構ホームページをご覧ください。
時 午前8時30分～午前0時
注 土・日、祝日、12月29日(火)～令和3年1月3日(日)を除く。
また、初めて電子申告を利用するときは届け出が必要です。

税目	申告	申請・届出
法人市民税	確定申告、中間申告、修正申告など	法人設立・設置届出・異動届
事業所税	納付申告、修正申告、免税点以下申告、事業所用家屋貸付等申告	事業所等新設・廃止申告
固定資産税(償却資産)	全資産申告(電算処理分)、増加資産・減少資産申告	—
個人市民税・府民税	給与支払報告、給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出、普通徴収から特別徴収への変更申請など	特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出

注 市ではいずれの税目もプレ申告には対応していません。

問 eLTAXヘルプデスク
TEL 0570・081459(全国共通ナビダイヤル)
つながらない場合は
TEL 03・5521・0019
受付は月～金曜日
午前9時～午後5時
HP <https://www.eltax.lta.go.jp/>

スマホ×確定申告 進化するスマート申告!

スマホで見やすい専用画面
令和2年1月から、2カ所以上の給与所得がある人、年金収入や副業などの雑所得がある人など、スマホ専用画面を利用できる人の範囲が広がります。
eLTAXで手続き簡単
「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマホ」をお持ちの方は、eLTAXで送信できます。
また、マイナンバーカード対応のスマホなどを持っていない人も、IDとパスワードを取得すれば、eLTAXで送信できます。
IDとパスワードは、本人確認を行った後に発行しますので、運転免許証などの本人確認書類を持って、自宅や勤め先などの近くの税務署にお越しください。
問 門 真稅務署
TEL 06・6909・0181

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な人へ 徴収猶予の「特例制度」

郵送で受け付けています。
新型コロナウイルスの影響により事業などに係る収入に相当の減少があった人は無担保・延滞金なしで1年間、地方税の猶予が受けられる場合があります。

ます。
手続きには、申請書のほかに収入や現金・預貯金の状況がわかる資料などの提出が必要となるほか、各税目において各期別の納期限までに申請する必要があるります。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。

なお、これは減免制度ではありません。猶予期間後は納付していただく必要がありますので注意してください。
問 納税課
TEL 06・6992・1852、1854

還付金詐欺に注意

保険課職員を名乗る者から「還付金が発生している」と電話があり、コンビニなどの現金自動預払機(ATM)に誘導し、預金を引き出そうとする詐欺に注意してください。
市では、還付金などの手続きで市民の皆さんに直接電話をかけることや、現金自動預払機(ATM)の操作を願います。
こういった不審な電話があった場合は、絶対に手続きに応じないようお願いします。
問 保険課
TEL 06・6992・1545

国民健康保険・後期高齢者医療制度 平日夜間・休日窓口開庁のお知らせ

保険課・保険収納課は、次の日程で平日夜間と休日に窓口を開庁します。
国民健康保険の加入・脱退の届け出や国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付相談などで、平日の日中に来庁が難しい人は利用してください。なお、納付相談は内容により電話での対応も可能です。また、国民健康保険の加入・脱退の届け出や国民健康保険料の減免相談については郵送でも受け付けていますので、まずは必ず電話で問い合わせください。
平日夜間 12月21日(月)・22日(火)・24日(木)・25日(金)いずれも17:30～20:00
休日 12月27日(日)9:00～13:00
注 平日夜間・休日窓口開庁の時間帯は、後期高齢者医療被保険者証の即日の再交付など、一部対応できない業務があります。
場 問 保険課 TEL 06-6992-1545 **場 問 保険収納課** TEL 06-6992-1537、1538

生活保護適正化情報ダイヤル

市民の皆さんから、生活保護の不正受給などに関することや、本当に生活に困窮しているにも関わらず、市に相談していない人の情報などを受け付け、その情報をもとに独自に調査を行います。
提供された情報は厳密に取り扱い、情報提供者の個人情報厳守します。
市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

専用電話番号 06-6998-7921 **受付時間** 平日9:00～17:30
次のような情報をお待ちしています。
▽仕事をしているのに市に報告していない
▽財産があるのに、生活保護費を受給している
▽虚偽の世帯構成で生活保護を受けている
▽生活保護受給者を安いアパートに住まわせて保護費を搾取するなど、貧困ビジネスの疑いがある
▽自身の処方薬を他人に渡している
▽本当に生活に困っているのに、市や民生委員に相談していない

問 生活福祉課 TEL 06-6992-1593 **✉** Mori_seikatuf@city-moriguchi-osaka.jp